

「第3次三重県男女共同参画基本計画」(中間案)に対する意見募集の結果

<p>対応区分</p> <p>反映する(意見や提案内容を反映させていただくもの)</p> <p>反映済(意見や提案内容がすでに反映されている(含まれている)もの)</p> <p>参考にする(今後の取組に意見や提案内容を参考にさせていただくもの)</p> <p>反映または参考にさせていただくことが難しい。</p> <p>その他(~ に該当しないもの)</p>
--

<p>いただいたご意見等の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本意見募集と関連のないご意見等が提出された場合は、そのご意見については公表していません。 ・類似のご意見等が提出された場合は、適宜整理のうえ、まとめて公表しています。 ・ご意見を公表することで、個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある場合は、その全部または一部を削除しています。 ・ご意見の中に誹謗・中傷等及び差別的あるいは差別を助長するおそれのある表現が含まれる場合は、置き換え、言い換え等の加筆、修正や削除を行っています。
--

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
1	第1章 2 計画の位置づけ 第2章 4 計画の目標 第3章 3 計画の体系図	3.15.19	・計画は、男女共同参画の基本計画として特化されたい。女性活躍推進法の都道府県計画、性の多様性の基本計画を兼ねようとしているのも中止されたい。		・男女共同参画、女性の活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくことで、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が近づくものと考えため、ご理解ください。
2	第1章 3 計画の期間	3	・計画期間を10年間とせず、もっと短い期間で見直し、改訂を行われたい。		・計画の期間については、SDGsの目標年をふまえ、2030(令和12)年度までの10年間としているところです。なお、社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。
3	第2章 1 国内外の情勢 (2)SDGs(持続的な開発目標)	6-7	・県はSDGsの視点を取り入れると言っておきながら取り入れてはいないのだから、虚偽はやめられたい。		・三重県では、2020(令和2)年に策定した「みえ県民カビジョン・第三次行動計画」にSDGsの視点を取り入れるとともに、各施策と17のゴールとの関係性を整理し、「三重県らしい、多様で、包容力ある持続可能な社会」の実現を目指して取り組んでいます。 ・第3次三重県男女共同参画基本計画においても、SDGsの考え方を取り入れ、各ゴールとの関連性を明らかにし、分野横断的に取り組んでいきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
4	第2章 1 国内外の情勢 (3)新型コロナウイルス感染症	7	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者間暴力の増加・深刻化は、懸念される次元から既に増加・深刻化が見られる状況になっている。文言を修正されたい。 ・非常時に深刻な影響をもたらすのは、固定的性別役割分担意識では無い。必要であるのは、「平常時から男女共同参画の視点を浸透させること」などではなく、「平常時から格差是正と人権尊重の視点を浸透させること」である。 ・新型コロナウイルス感染症は男女共同参画社会の実現に何の影響も及ぼさない。影響を及ぼすのはあくまで弱者で、そこに性別による差は無い。 		<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症は、引き続き全国で感染が拡大しており、家庭内におけるDVの増加や深刻化をはじめ、男女共同参画社会の実現に及ぼす事柄について注視していきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
5	第2章 2 三重県の動向 (1)女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画による取組	8	<ul style="list-style-type: none"> ・「HeForShe」については、行政が高らかに宣言しただけに留まってしまい、実効性のあるものは何一つ為されることが無かった。「気運醸成」に留まってしまったというのに、「行動」へとステージを進めたなどという虚偽記載は即刻削除されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県では、2018(平成30)年に「HeForShe」への賛同セレモニーを都道府県として初めて開催するなど、UN Women(国連女性機関)と連携した取組を展開しています。この趣旨の浸透を図るため、2019(令和元)年度からは、社内の仕組みを変えることで行動が変わり、女性の活躍につながった優良事例を公募・顕彰する「チェンジ・デザイン・アワード」を実施しているところです。 ・ご指摘いただいた記載の削除は困難ですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
6	第2章 2 三重県の動向 (2)ダイバーシティ社会の実現に向けた取組	8	<ul style="list-style-type: none"> ・三重県は多様性を受容する社会の実現を求めてはいない。三重県が差別を行っている。直ちに三重県が差別を中止されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県では、2017(平成29)年に「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝く(きらり)、多様な社会へ～」を策定し、性別をはじめ年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認など多様性を認め合い、誰もが希望を持って、挑戦し、参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざし取り組んでいるところです。 ・県民の皆さんにダイバーシティの考え方が浸透し、職場、地域活動などでの行動につながるよう引き続きさまざまな取組を推進していきます。
7	第2章 2 三重県の動向 (2)ダイバーシティ社会の実現に向けた取組	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイバーシティ社会実現に向けた取組は、女性活躍推進法に基づいてしまうから、男性が能力と個性を十分に発揮することができるようにする取り組みがゼロだ。方向性を同じくするなどの虚偽記載は削除されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「三重県男女共同参画推進条例」および「ダイバーシティみえ推進方針」においては、一人ひとりが性別に関わらず、その能力と個性を十分に発揮し、参画・活躍できる社会の実現を掲げていますので、ご理解ください。 ・なお、計画を推進するにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
8	第2章 2 三重県の動向 (3)多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組	9	・三重県職員向けのガイドラインによるカネ最優先主義そのものが、差別の推進であることを理解され、ガイドラインは改訂されたい。		<ul style="list-style-type: none"> ・2019(平成31)年2月に作成した、「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」では、職員が多様な性的指向・性自認に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員等の姿勢・行動についての基本的な考え方をまとめています。 ・引き続き、職員研修等を通じ、その浸透を図ってまいります。
9	第2章 2 三重県の動向 (3)多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組	9	・(3)8行目「LGBT等の当事者…」は、「性のあり方が多様であることに変わり、すべての職員が安心して働ける職場…」とし、20行目の「LGBT等の当事者を含めた様々な」を削除し、「すべての」でよいのではないだろうか。		<ul style="list-style-type: none"> ・2019(平成31)年2月に作成した、「多様な性のあり方を知り、行動するための職員ガイドライン」では、職員が多様な性的指向・性自認に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBT等の当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、職員等の姿勢・行動についての基本的な考え方をまとめています。 ・こうした趣旨から、ご提示いただいた文言に修正することは困難ですが、引き続き職員研修等を通じて浸透を図り、全ての職員が安心して働くことのできる職場づくりを推進していきます。
10	第2章 2 三重県の動向 (3)多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組	9	・性的指向・性自認を理解したところで、様々な社会的障壁の解消につながらない。未婚者はこんなにも攻撃されているというのに、未パートナーシップのLGBTへの支援が進むことは有り得ない。現在のような半端な状態ではパウハラが推進されてしまうだけだ。		<ul style="list-style-type: none"> ・性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくためには、社会全体で取り組むことが重要であることから、2020(令和2)年度内の制定をめざす「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」をふまえ、県全体での取組の推進につなげていきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
11	第2章 2 三重県の動向 (3)多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組	9	・「方針決定の場において女性をはじめ多様な主体の」と、記述する意味は無い。女性以外の性別が、ついになってしまいうから、理解促進の「体裁だけ」が進み、実務が滞る。「女性をはじめ」は必ず削除されたい。		<ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進するにあたっては、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していくものです。 ・ご指摘いただいた記載の削除は困難ですが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
12	第2章 2 三重県の動向 (3)多様な性的指向・性自認の理解促進に関する取組 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括 基本施策 -	9.14	・(性の多様性に関する)条例の制定は、拙速をめざしてはならない。最終案の前に改訂中間案を出し、その上でもう一度パブリックコメントを設け、最終案へと進めたい。		・「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」については、改正労働施策総合推進法の施行や国内でのオリンピック・パラリンピック開催を、県民の皆さんと多様性が尊重される社会のあり方を考える相応しい機会と捉え、2020(令和2)年度内の制定をめざしているところです。
13	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括 基本施策 -	10	「みえのイクボス同盟」は育児支援施策であり、一括りにしてはならない。未婚女性を取り残しておきながら、誰一人取り残さないと虚偽。この箇所は削除されたい。		・職場でもとに働く部下の仕事と家庭の両立を応援する「イクボス」の取組や精神を広げるため、企業等に対し「みえのイクボス同盟」への加盟を呼びかけ、ネットワーク化を進めるとともに、加盟企業等と連携した取組を展開しているところです。 ・ご指摘いただいた記載の削除は困難ですが、ご意見は今後の参考とさせていただきます。SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。
14	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括 基本施策 - 第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1)	10.23	以下を追記されたい ・P10、基本施策 【今後の課題】 「男女の雇用形態の格差、賃金格差が解消されていない状況にあるため、この格差をなくしていく取り組みを強化していく必要がある。」 ・P23、基本施策 (1)めざす姿【働く場】 「男女の雇用形態の格差、賃金の格差が解消しています。」		・P10の【今後の課題】は、「第2次三重県男女共同参画基本計画の総括」として、現行計画における主な取組と成果、課題を整理しています。 ・ご提示いただいた記述を記載することは困難ですが、課題の解消に向け、P23(1)めざす姿に掲げた、「女性の職域拡大が進み、能力開発やキャリア形成が行われるとともに、多様な働き方の導入が進み、個性と能力を十分に発揮でき、働き続けられる職場づくり」に取り組んでいきます。
15	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括 基本施策 - 第3章 4 施策の内容 基本施策 - 基本施策 -	11 29-31 43-46	・計画に育児との両立を掲げるべきでは無い。未婚女性の差別をやめられたい。スマイルプランと重複する箇所は、全て削除されたい。		・男女共同参画社会の実現に向けては、働く意欲のある女性が仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分発揮できるよう、取組を推進していくことが重要であり、また、それぞれの計画に位置づける必要があるため、ご理解ください。 ・なお、計画を推進するにあたっては、SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
16	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 -	12	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員は団体の会長や代表でなくてはならない、といった充て職を打破することが最優先である。現状では女性が育児当事者としてしか扱われないことが数多くあり、これからは必ず、未婚と既婚の割合を出されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・審議会委員の選任にあたっては、肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げ、女性の登用を推進しているところであり、引き続き取組を推進していきます。 ・なお、審議会委員の未婚と既婚の割合を公表することは困難です。
17	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 - 基本施策 -	12.13	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚大震災の被災地である三重県で、ヒールを履いてしまう三重県職員を数多く見かける。 ・県および市町の防災会議の委員に女性の割合が少ないのは、防災会議の委員がほとんど充て職で占められるからだ。 ・女性の防災分野における活躍が時期尚早であると思われるよう、三重県職員と審議会委員の靴をこそ、抜本的に変えられたい。 ・防災分野においては、男性の過労死対策を各所に取り入れ、男性が過労死しないよう取り組まれたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・県では、来庁された方や県民の皆様が、気持ちよく職員と接していただくためには県職員としての信用と品位を保つことは大切であると考えており、場面に応じた節度ある服装を心がけるよう職員に対して周知しているところです。 ・また、職員の防災意識については研修を通じて向上を図っているところです。 ・審議会委員の選任にあたっては、肩書やポストなど慣行による委員の選任を見直し、対象者の範囲を広げ、女性の登用を推進しているところであり、引き続き取組を推進していきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
18	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 -	12	<ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる分野における女性活躍の実感が減少したのは、報道の影響にはよらず、単に「あらゆる分野」の領域が拡大しただけのことである。 ・性別役割分担意識が変化したのは、改善では無く、専業主婦が激減したからである。 ・固定的性別役割意識の解消に努めるというのは新しい時代に沿っていない。 ・防災の日常化として失礼の無い靴を履けるよう求められたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・「みえ県民意識調査」によると、「あらゆる分野で女性の社会参画が進んでいると感じる」割合は、2015(平成27)年度の39.4%から2019(令和元)年度は37.8%へと減少しています。この要因として、女性の参画を阻む問題が報道等で顕在化し、県民の意識に影響を及ぼした可能性を推測しているところです。 ・一方、「男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して同感する割合は、2009(平成21)年度の43.8%から2019(令和元)年度は23.3%とおおよそ半分に減少しており、固定的な性別役割分担意識が改善されてきていることがうかがえます。 ・男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因の一つとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識が挙げられることから、引き続きさまざまな手段を用いて積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、県民自らが男女共同参画に関して考え、行動につながるよう学習等の機会を提供していきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
19	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 -	13	<p>・「三重とわか県民健康会議」で、女性の健康寿命のアピールを行ったが、事実に基づかない性別による差別である。女性の健康寿命については絶対に記載を削除されたい。</p> <p>・県が自立した生活を送ることができるよう支援したことは無い。未婚者かつ既卒者の人間には届かない。</p>		<p>・県民の健康寿命は、第2次三重県男女共同参画基本計画(第2次基本計画)初年度(2011(平成23)年度)の男性77.1歳、女性80.1歳から2018(平成30)年度は男性78.7歳、女性81.1歳へ延びています。</p> <p>・また、厚生労働省が公表する三重県の健康寿命(2016(平成28)年)は、男性が71.79歳(全国31位)、女性が76.30歳(全国2位)となっています。</p> <p>・なお、ご指摘いただいた箇所について、第2次基本計画の指標に基づいた記載に修正しました。</p> <p>・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
20	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 -	14	<p>・性犯罪・性暴力被害はどの世代にも起こりうる。「性犯罪・性暴力被害に遭いやすい世代」と特定してしまうことにより、そうでない世代が声を上げにくい状況を作ってしまう。</p>		<p>・ご指摘をふまえ、表現を修正します。</p> <p>・どのような年代、性別の被害者の方にも対応できるよう、多様な相談方法の提供と相談窓口の周知を行っていきます。その上で、特に性暴力被害者の低年齢化が進んでいることから、子どもを性被害から守るための取組や安心して相談できる環境の整備に努めていきます。</p>
21	第2章 3 第2次三重県男女共同参画基本計画の総括基本施策 - 第3章 4 施策の内容基本施策 - 3)	14.50	<p>・被害者相談窓口をアピールするだけに留まってしまい、被害者の声を聞こうとはしていない。「フラワーデモのリツイートなど、啓発に積極的に取り組みます。」とフラワーデモを追記されたい。</p>		<p>・県では、2015(平成27)年に「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を開設し、性犯罪・性暴力の被害者等に対し関係機関・団体等と連携しながら、相談への対応や寄り添った支援を行っているところです。</p> <p>・ご提示いただいた個別の取組を記載することは困難ですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
22	第2章 4 計画の目標	15	<p>・重点に置くべきは「多様な性的指向・性自認に関する社会の理解の取組」ではなく男女格差の解消であるべき。</p> <p>・「相互に補完」とあるが、本計画はあくまで「男女共同参画」の推進である。「相互に補完」は計画内で行うのではなく、他計画の実施との間で行うべき。</p>		<p>・この計画の目標として、男女共同参画社会の実現を掲げており、計画の推進にあたっては、SDGsの考え方を取り入れ、ダイバーシティの視点をふまえ、取組を推進していきます。</p> <p>・男女共同参画、女性の活躍、性の多様性に関する施策を一体的に推進していくことで、性別に関わらず一人ひとりがその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が近づくものと考えため、ご理解ください。</p>

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
23	第3章 1 施策体系 4 施策の内容 基本施策 - (2)	17.23.24	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍」や「女性の参画」でなく「多様な主体の活躍」や「多様な主体の参画」へと修正されたい。女性のみ限定してしまうのは男性とLGBTへの差別である。 ・男性中心型労働慣行と定義されてきたものは、実際には、フルタイム正規中心型労働慣行であるので、文言は修正されたい。 ・「仕事と子育て・介護を両立できるよう」という文言を、「ワーク・ライフ・バランスが取れるよう」または、「仕事と生活が両立できるように」修正されたい。 ・出産・育児等で離職した女性に限定することなく、男性の再就職支援や、非正規である男女の正規化に向けた支援、いじめ被害者の生涯無業者の生活支援といった、より対象が包括的なものとなる文言へと修正されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進するにあたっては、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していくものです。 ・また、ご指摘いただいた文言については、課題や方向性を明確に示す観点から修正は困難ですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
24	第3章 2 計画の重点事項	17-18	<ul style="list-style-type: none"> ・重点事項2を除いては、女性に限定したり、女性をはじめとすると前置きしたりする必要が無い。「多様な主体」か「多様な人々」に修正されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画を推進するにあたっては、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していくものです。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
25	第3章 4 施策の内容 基本施策 - 【背景】	20-22	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児世代」というものは、もう令和の日本には存在しない。「育児世帯」ならあるが「育児世代」はもう無い。 ・30歳～44歳は、単純に氷河期だったから非正規が多いただけ。子育て・介護による離職は誤差だと推察している。「こうした状況をふまえ」と言うなら、離職非正規と生涯非正規がどれだけの違いであるか、必ず示されたい。 ・「働く意欲のある女性」に限定する必要は無い。単純に不本意非正規の正規化をめざされたい。 ・ハラスメントについては、未然防止に限定することなく、既遂のハラスメント被害者に対する人権救済措置をありとあらゆる分野で行われたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・国の就業構造基本調査によると、県内の女性の雇用形態に関して、正規・非正規別の年齢階級別割合をみると、30～34歳から非正規の割合が正規を上回っており、これは全国よりも早い傾向にあります。また、25～44歳の年代では、一貫して非正規の割合が全国よりも高い状況にあります。 ・仕事と子育て・介護等との二者択一を迫られることなく働き続けられ、能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮できるよう、取組を推進していきます。 ・また、2019(令和元)年の労働施策総合推進法等の改正をふまえ、あらゆるハラスメントを許さない職場環境づくりを推進していきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
26	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1)	23	<ul style="list-style-type: none"> ・(1)【地域・社会・家庭】に「」部分を追加されたい。 ・「性別にかかわらず、」職業生活と家庭・地域生活等との両立が実現し、家庭や地域を大切にすることを意識が社会全体に浸透しています。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘のとおり、追記します。
27	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 1)	23	<ul style="list-style-type: none"> ・(2)1) 「」部分を追加されたい。 ・参画できる「女性」人材の育成等 		<ul style="list-style-type: none"> ・(2)1)女性の参画拡大に向けた企業等への支援に位置づける取組であり、ご指摘の趣旨に沿った表現と考えますので、現行通りとします。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
28	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1)	23	・職域拡大を女性に限定する必要は無い。かつては女性の多かった職域における男性活躍についても拡大していかなければならない。 ・「ハラスメント被害者が復職や転職を行い、職業生活を営める状況まで回復し、新たな職場環境で活躍しています。」と必ず追記されたい。		・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。 ・なお、ご提示いただいた文言を個別に記載することは困難ですが、あらゆるハラスメントのない職場づくりに向け、労働者や事業主からの相談に対応するとともに、関係機関と連携した支援を展開していきます。
29	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 3)	24	・多様な働き方の導入の推進が、男女別コース導入や男女格差拡大、性別役割分担意識増大につながらないか。		・ICT等のデジタル技術の恩恵は、性別に関わらず享受できるものであり、その活用による多様な働き方の進展は、性差による格差を生み出すものではなく、各人の希望に応じた働き方が実現する社会を創出するものと考えています。 ・テレワーク等をはじめとする多様な働き方の導入が一人心のワーク・ライフ・バランスの実現に資するものとなり、能力開発やキャリア形成へとつながるよう、取組を推進していきます。
30	第3章 4 施策の内容 基本施策 - 【背景】	25	・家族的経営や農林水産業は激甚高齢化が進んでおり、安易に女性活躍を促すのではなく、事業承継は高齢経営者が認知症になってからでは手遅れであることを留意した上で、多様な主体の活躍に向けて、慎重に推進されたい。		・基本施策 の【背景】において、「性別等に関わらず多様な人材が参画し、その能力を活かしていくことがますます重要」と記載しています。
31	第3章 4 施策の内容 基本施策 -	32-34	・女性に限定する必要が無い箇所を、全て修正されたい。未婚者、氷河期、非正規、障がい者、LGBTなどの視点こそ入れていく必要がある。		・計画を推進するにあたっては、ダイバーシティの視点をふまえ、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。このうち、人口の半分を占める女性の参画は未だ途上にあることから、その参画・活躍の拡大に向けた取組を展開していくものです。 ・いただいたご意見は今後の取組の参考とさせていただきます、SDGsの「誰一人取り残さない」理念に基づき、取組を推進していきます。
32	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 3)	34	・文頭に「審議会委員、自治会長など」と明記すべき。		・ご指摘の箇所については、市町、企業等の政策・方針決定過程全般における女性の参画に向けた取組を記載しているため、現行通りとします。 ・なお、自治会長への女性の参画については、中間案P45基本施策(2)1)に記載しています。
33	第3章 4 施策の内容 基本施策 - 【背景】	35	・性別による固定的な役割分担意識は改善されているとはいえ、女性は男性優遇感を強く感じている状況がみられ、まだまだ行動につながっていないことが表れている。 ・地域において、男女共同参画の推進につながるような取組を、多く計画していただきたい。 ・男女共同参画や多様な性的指向や性自認等についての学習の機会の確保、教職員研修や教材・資料の作成その充実、地域で活躍できる人材の育成や確保などに関わる施策を行っていただきたい。		・地域における男女共同参画の推進については、基本施策 に位置づけ、また、教育の推進については基本施策 に位置づけ、取組を推進します。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
34	第3章 4 施策の内容 基本施策 - 【背景】	35-36	・男性優遇感が高くなってしまっているのは、県の関与する部分によるものではなく、学習機会や理解促進、或いはキャリア教育の推進によって、割合が変わるものではない。		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画社会の実現を阻害する大きな要因のひとつとして、長年にわたり人々の中に形成されてきた固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)があることが挙げられます。 ・このため、引き続きさまざまな手段を用いて積極的な広報・啓発活動を展開するとともに、県民自らが男女共同参画に関して考え、行動につながるよう学習等の機会を提供することが重要です。 ・また、このことについて、若年層からの取組を進めていくため、学校においては、男女共同参画の視点を位置づけて授業を行うなど、今後とも引き続き取り組んでまいります。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
35	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 1)	37	・国内外の動向等について積極的に情報を収集・発信することなどただの一度も無かった。激甚大震災の被災地になる三重県で、女性職員の靴を変えられないのは、最低最悪の情報収集である。虚偽はやめられたい。		<ul style="list-style-type: none"> ・現行の第2次三重県男女共同参画基本計画では、基本施策4「国際的な動きへの対応と活動支援」において、UN Women(国連女性機関)が展開する「HeForShe」(女性の地位向上に男性の参加を呼び掛ける社会連帯運動)の趣旨の浸透等に取り組んできたところです。 ・また、県では、来庁された方や県民の皆様が、気持ちよく職員と接していただくためには県職員としての信用と品位を保つことは大切であると考えており、場面に応じた節度ある服装を心がけるよう職員に対して周知しているところです。 ・なお、職員の防災意識については研修を通じて向上を図っているところです。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
36	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1) (2) (3) 第4章 計画の推進 1)	37.38.52	<ul style="list-style-type: none"> ・P37(1)【地域・社会】の2番目、P38(2)2) 3) 、P52(2)1) 「男女共同参画や多様な性的指向・性自認」を「男女共同参画と多様な性的指向・性自認」に変更すべき。 ・P37、38について、児童生徒や県民が男女共同参画を学ぶ機会を強く保障してほしい。 ・P52について、男女共同参画を多様な性的指向・性自認の施策に埋没させてはいけない。 		<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘をふまえ、「男女共同参画および多様な性的指向・性自認(性の多様性)」へと修正します。
37	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 2)	38	<ul style="list-style-type: none"> ・2)学校等における教育の推進の、教員等への研修・教育の推進に「性別役割分担意識と性差による偏見等の払しょく、それにともなう性暴力の根絶と被害者の救済にむけた包括的性教育」「望まない妊娠の回避」「不妊治療推進」についての記載や「生育医療の視点から、学童・思春期からの健康教育の充実」の記載をお願いしたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 において、妊娠・出産や性に関する正しい知識の習得やライフプラン教育を推進していきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
38	第3章 4 施策の内容 基本施策 -	39-42	<ul style="list-style-type: none"> ・防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を促すためには、直ちに女性の靴を変えた後の話である。 ・防災分野におけるめざす姿は、「女性が従来のビジネスマナーに縛り付けられることがなく、忖度よりも人命を重視した、防災の日常化の理念に沿う平らな靴を履いています。」といった文言こそが最優先である。 ・P42(2)3)に「県庁職員、県内市町職員、県内企業社員などに対し、防災の日常化の理念に即したフェイスフリーでフラットな靴を履いて勤務するよう、積極的に呼びかけます。」という文言を追加されたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 の(1)めざす姿において、「女性をはじめ多様な人々の視点に立った防災・減災活動が推進され、互いに支え合う地域づくりが進められています」と掲げ、防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を位置付けているところです。 ・また、県では、来庁された方や県民の皆様が、気持ちよく職員と接していただくためには県職員としての信用と品位を保つことは大切であると考えており、場面に応じた節度ある服装を心がけるよう職員に対して周知しているところです。 ・なお、職員の防災意識については研修を通じて向上を図っているところです。 ・ご提示いただいた文言を記載することは困難ですが、ご意見は今後の取組の参考とさせていただきます。
39	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 1)	41	<ul style="list-style-type: none"> ・女性障がい者、女性若年層、女性高齢者、女性ニート・引きこもり、母子家庭、女性生活困窮者という表現を使い支援を特化すべき。現表現では単なる福祉計画である。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 の【背景】において、「...とりわけ女性である場合には...さらに複合的な困難を抱える...」と記載しているところであり、ご指摘もふまえ、取組を推進していきます。
40	第3章 4 施策の内容 基本施策 -	43-46	<ul style="list-style-type: none"> ・がんや生活習慣病だけでなく、更年期での健康支援もしていただきたい。文言として明記してほしい。 ・国の「第5次男女共同参画基本計画(素案)」にも包括的な支援として書かれているので、考えていただきたい。 		<ul style="list-style-type: none"> ・基本施策 (2)2)生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援において、包括的に推進していきます。
41	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 3)	46	<ul style="list-style-type: none"> ・「」部分を追加されたい。 ・…知識を習得し、「性と生殖の健康と権利、および」ライフデザインを… 		<ul style="list-style-type: none"> ・ご提示いただいた個別の文言を記載することは困難ですが、いただいたご意見をふまえ、基本施策 の【背景】に記載のとおり、取組を「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点に基づき推進していきます。
42	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 3)	46	<ul style="list-style-type: none"> ・「夫婦」でなく「男女」としたことに賛同する。例えば事実婚カップルも支援の対象になる。 		<ul style="list-style-type: none"> ・近年、晩婚化に伴う妊娠・出産年齢の上昇により不妊に悩む男女が増加していることから、県では、妊娠・出産についての希望がかなうよう、不妊治療に対する助成や仕事との両立に向けた気運醸成、三重県不妊専門相談センターにおける電話・面接相談を実施し、総合的に取組を推進しているところです。 ・なお、特定不妊治療費助成事業については、これまで法律上の夫婦が対象となっていました。国において事実婚の方も対象となることとなり、県単助成事業においても同様の扱いとすることとしています。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
43	第3章 4 施策の内容 基本施策 - 【背景】	47-48	・社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識が(DVの)背景であると指摘してしまうのは、極めて安易で危ういことだ。犯行の背景については、実例に合わせて、文言を修正されたい。 ・フラワーデモに関する記載を必ず追記されたい。		・配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力については、被害者の多くが女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識などが指摘されています。こうした社会的・構造的な問題を解決し、被害を根絶することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題であることから、本計画に位置づけ、取組を推進していきます。 ・ご指摘いただいた文言の修正や個別の取組を記載することは困難ですが、いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。
44	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1)	49	(1)【家庭】 ・「親」を「親等」に変更してほしい。例えば性暴力で兄や「おじ」等から被害を受けている人もいる。		・ご指摘のとおり、追記します。
45	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (1)	49	・(1)【働く場】「」部分を追記されたい。 「セクシュアル・ハラスメント等」あらゆるハラスメント ・この分野は性に関わる暴力が主テーマであるため、この例示は必要である。		・ご指摘のとおり、追記します。
46	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 1)	49	・「男女共同参画を阻害する」という限定を入れておかないと、その他の犯罪や暴力が紛れ込み、男女共同参画に関係のない事業に終始してしまう。		・ご指摘をふまえ、(2)1) について、冒頭に「配偶者等からの暴力をはじめとする」と追記します。 ・なお、(2)1) については、包括的な犯罪被害者等支援施策について記載しているため、現行通りとします。
47	第3章 4 施策の内容 基本施策 - (2) 2)	50	・「デートDV」については、加害者側のみならず被害者側についても、予防啓発のみならず、基本的理解の啓発講座を含めたい。		・基本施策 - の【背景】において、「個々の被害を潜在化させないために、被害者自身がDVについての理解や支援機関の情報を十分得られる環境を整備」と記載しているところであり、若年層が新たな加害者や被害者とならないよう、「デートDV」予防に関する啓発・教育を推進していきます。
48	第4章 計画の推進 1)	52	・推進体制は3つの計画を兼ねた体制とはせず、それぞれに特化した3つの推進体制とされたい。 ・積極的に外郭団体に介入されたい。		・男女共同参画や多様な性的指向・性自認に関する施策を総合的に推進するため、庁内推進組織の三重県男女共同参画推進会議や三重県ダイバーシティ社会推進本部を活用し、県のあらゆる施策に視点の反映を図っていきます。 ・いただいたご意見は、今後の取組の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	中間案 該当項	意見の概要	対応 区分	意見に対する考え方
49	全般		・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要であるとする。ぜひ文言化していただきたい。		・基本施策 の【背景】に記載しています。
50	全般		・第2次計画の基本施策 - 「生涯を通じた男女の健康と生活の支援」を頂立てすべき。 ・そのうえで、「平均寿命の伸長等、ライフサイクルの変化により女性の健康を脅かす疾病構造の変化」「人生100年時代を見据え、老年期における身体的、精神的、社会的な健康寿命の延伸のために、その入り口である更年期前後からの健康支援が重要」の追記を。 ・男性においては、健康を害する生活習慣や自殺やひきこもりの割合が女性にくらべて多いことが指摘されており、男性についての健康増進等を支援する記載もお願いしたい。		・基本施策 「家庭・地域における活動の推進と健康の支援」において、県民一人ひとりの心身の健康づくりに向けた取組を引き続き推進していきます。 ・ご提示いただいた文言を個別に記載することは困難ですが、基本施策 (2)2)生涯にわたる健康の管理・保持・増進の支援において、包括的に推進していきます。
51	全般		・性の多様性は、「性的指向・性自認」だけでは表しきれないものであるという認識のもと、「性的指向・性自認等」と記載していただきたい。		・2020(令和2)年度内の制定をめざす「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の条文に合わせ、現行通り「性的指向・性自認」と記載します。 ・県民一人ひとりが、性的指向・性自認をはじめ性の多様性について理解し、当事者が抱える課題が社会の中で共通認識となり、お互いに多様な生き方を認め合うことができるようになるため、社会全体で取組を推進していきます。
52	全般		・男女参画～は国の方針からして不要、反対です。県の計画(中間案)についても、全面的に反対です。 ・共働き、女性が働く～などと有りますが、これは少子化対策と矛盾しています。女性が家庭に安心して入り男性の給料で生活が出来るのが理想、あるべき姿です。女性には、専業主婦という選択があってしかるべきだと思います。 ・男女の雇用ですが、企業に公が無理にやらせるのは不要ですし、すべきでは無いです。数の割合有りき～、女が居れば良い～などは全く浅薄な考えです。適材適所、素養の有る人が起用されるべきです。 ・性の多様性は政府が首を突っ込むことでは無く、個人の問題です。保護も庇護もする必要は無い。 ・「男女共同参画を阻害する暴力等に対する取り組み」の一文には、非常に違和感を感じます。暴力はそもそも駄目。「暴力等」の等はデモや意見街宣などの事なら言論弾圧、言論封殺に繋がる。この一文は有ってはならないし、不要だと思います。		・今後、人口減少の傾向が続くと予測される中、人口増を前提とした従来の社会から脱却し、誰もが安心して自分らしい生き方を選択し、いきいきと活躍できるよう、新しい時代の社会モデルを構築していく必要があります。さらには、少子高齢化の進行等、社会が大きく変わる中、多様な生き方を互いに認め合うことの重要性が増しています。 ・こうしたことから、第3次三重県男女共同参画基本計画においては、新たに「SDGs(持続可能な開発目標)」の考え方を取り入れるとともに、ダイバーシティの視点をふまえ、性別などに関わらず、多様な主体が参画・活躍できる社会の実現という観点から、各取組を推進していきます。 ・性の多様性については、社会の理解が追いついていないために偏見を持たれたり、性の区分を前提とした社会生活上の制約を受けたりするなどの問題があります。性的指向や性自認が多様であることに対する理解を広げ、多様性を認め合う社会としていくためには、社会全体で取り組むことが重要であることから、本計画を2020(令和2)年度内の制定をめざす「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」に基づく計画としても位置づけ、県全体での取組の推進につなげていきます。 ・配偶者等からの暴力(DV)や性犯罪・性暴力については、被害者の多くが女性であり、その背景として、社会的・経済的な男性の優位性や固定的な性別役割分担意識などが指摘されています。こうした社会的・構造的な問題を解決し、被害を根絶することは、男女共同参画社会を実現する上で重要な課題であることから、本計画に位置づけ、取組を推進していきます。